

函館工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、釧路工業高等専門学校、  
旭川工業高等専門学校と北海道科学大学・北海道科学大学短期大学部との  
教育・研究等に関する包括連携協定書

函館工業高等専門学校（以下「甲」という。）、苫小牧工業高等専門学校（以下「乙」という。）、釧路工業高等専門学校（以下「丙」という。）、旭川工業高等専門学校（以下「丁」という。）と北海道科学大学・北海道科学大学短期大学部（以下「戊」という。）は、教育・研究等に関する包括的連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁及び戊相互の知見の理解と教育・研究に関して、連携活動に必要な情報の共有に努め、相互に連絡協力し、発展に資することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) 教育活動（授業等）に関する事
- (2) 共同研究の実施に関する事
- (3) 教育・研究の施設・設備の利用に関する事
- (4) 学生・教職員の交流に関する事
- (5) その他連携を図るために必要な事項に関する事

（協議）

第3条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条の事項に関し、通常8月から9月頃を目途に毎年1回以上対面による場を設け協議するものとする。

（連携に係る経費負担）

第4条 前条の連携に係る経費については、甲、乙、丙、丁及び戊が必要に応じて協議を行うこととする。

- 2 移動・滞在期間中に生じた事故・病気等に関する経費は、派遣者側が負担する。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、調印の日から1年間とする。

- 2 有効期間満了1か月前までに甲、乙、丙、丁及び戊から特段の申し出がないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様に更新するものとする。
- 3 甲、乙、丙、丁及び戊のいずれかが本協定の廃止の必要性を認めた場合には、協議の上、6か月の猶予をもって文書で通告することにより、本協定を廃止することができる。

（秘密保持）

第6条 この協定により知り得た情報については、この協定の有効期間中及び終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に承諾を得たときは、この限りではない。

（窓口の設置）

第7条 本協定の連携事業を持続するため、甲、乙、丙、丁及び戊それぞれに担当窓口を設置する。

（その他）

第8条 本協定に定めのない実施上の事項または疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するために、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年 8月31日

(甲) 函館工業高等専門学校

校長

但野 茂

(乙) 苫小牧工業高等専門学校

校長

黒川 一哉

(丙) 釧路工業高等専門学校

校長

岸 徳夫

(丁) 旭川工業高等専門学校

校長

横形 彰一郎

(戊) 北海道科学大学・北海道科学大学短期大学部

学長

苫米地 司